

9人の水 俣病患者

なぜ認定せぬ

厚生省に直訴

「誠意がない県」

審査会への反論書提出

「秋は水俣病なのに県が公害病患者に認定しないのは不当だ」と熊本県の決定を不服として厚生省に行政不服審査請求をしている水俣市出月の保健防護課人川本輝夫さんを中心は、一日午前十時すぎ厚生省を訪れ、熊本県側の訴明書に対する反論書を提出した。

直接現地調査を

川本さんら熊本県七人、鹿児島

をえていた。

県一人の計九人は昨年八月、明らか
かに水俣病であるのに県の公害被害者認定審査会が公害病認定の申請を却下したことを不満として、この決定を取り消すよう同省に訴



東京地裁で証言した斎藤守東大教授(左)と大八木義彦千葉大教授

「保病かどうかはすぐわかるはずだ」と訴えた。

また後藤弁護士は「熊本県側はきわめて簡単な訴明書しか出しておらず、全く誠意がみられない。

厚生省は三月下旬までに水俣市で請求人に直接会って調べてほしい。七月からは環境庁が満足して

厚生省の公害担当者が代わる心配がある。六月中には結論を出すべきだ」と、早期解決を要請した。

これに対し、同省公害部の竹内庶務課長は「熊本県には十分な訴明書を出すよう連絡をしているが、直接県に対し監督するには問題があるので」とあいまいな答

弁をしたため「厚生省はチソ会社の味方か」などのセツケンをつけた「告発する会」の会員から非難を浴びていた。

後藤弁護士は「現在、第二反論書を用意しており、熊本の大原田正純講師や東大の高橋正講師らの鑑定を要求して厚生行政の非人

間性を波及してゆく」と今後の方針を話していた。